



2025年5月2日

各 位

上 場 会 社 名 リ コ ー リ ー ス 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長執行役員 中村 徳晴
(コード番号 8566 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員 経営管理本部長 滝田 健太郎
(TEL 050-1702-4203)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について 2025年6月23日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の円滑な組織運営のため、現在の本社（東京都港区）を本店に変更することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都港区に変更するものがあります。また、この変更につきましては、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨を附則で定めるものであります。なお、当該附則は効力発生日にこれを削除するものといたします。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社は定款で定めた一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催できるようになりました。

当社は、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおり、株主総会は株主の皆様との対話を促進する貴重な機会と捉えています。また、移動時間や費用などの理由で株主総会に出席が困難だった株主の皆様に対し、物理的な制約を減らし、より多くの株主様に参加機会を提供することが重要だと考えています。そのため、株主の皆様にはインターネット等を通じて株主総会を視聴し、質問や発言、議決権の行使ができるハイブリッド出席型のバーチャル株主総会を実施しています。

さらに、この取り組みを一步進め、感染症や天災などの緊急事態への対応、そして社会全体のデジタル化の進展に備え、株主総会の開催方式を選択肢として多様化することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条を変更することとしました。なお、当社は経済産業省令および法務省令で定める要件を満たしており、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けています。

＜バーチャルオンリー株主総会の実施の判断について＞

バーチャルオンリー株主総会を実施する場合には、当社および株主の皆様を取り巻く状況、株主総会の議題内容、株主の皆様のご意見等を総合的に勘案し、株主の皆様の権利を最優先に考慮したうえで、その実施の可否について取締役会において慎重に検討・判断し、実施いたします。

＜バーチャルオンリー株主総会実施における、株主の権利尊重と透明性確保について＞

バーチャルオンリー株主総会を実施する場合においても、株主の皆様以下に以下の権利を確実に行使いただけるよう、恣意的な運営とならない体制および仕組みを導入し、透明性の高い株主総会の開催を基本方針としております。

- ① 質問を行う権利
- ② 議決権を行使する権利
- ③ 動議を提出する権利
- ④ (株主提案があった場合における)提案株主がその議案を説明する権利

これらの権利の行使が適切に行えるよう、株主総会への出席手続き、ご質問・動議の方法、議決権の行使方法等の必要事項については、株主総会招集通知において明確にご案内いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(招集の時期) 第13条 会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。 (新設)	(株主総会の招集) 第13条 (現行通り) <u>②株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	附則 (効力発生) <u>定款第3条(本店の所在地)の変更は、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則(効力発生)は、本店移転日の効力発生日経過後、削除する。</u>

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月23日
定款変更の効力発生日	2025年6月23日

以 上